

第2次宇和島市自殺対策計画

～ 誰も自殺に追い込まれることのない宇和島 ～

概要版

■ 計画策定の趣旨

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す「自殺対策基本法（平成18年法律第85号）」の理念の下、国では新「自殺総合対策大綱」に基づく取組が進められてきました。しかし、小学生から高校生の自殺者数が過去最多になるなど、依然として深刻な状況にあります。こうした状況を踏まえ、宇和島市では、保健、医療、福祉、教育、労働部門等が連携した「生きることの包括的な支援」を更に充実し、本市の実情に応じた自殺対策を総合的に推進するため「第2次宇和島市自殺対策計画」を策定します。

■ 計画の期間

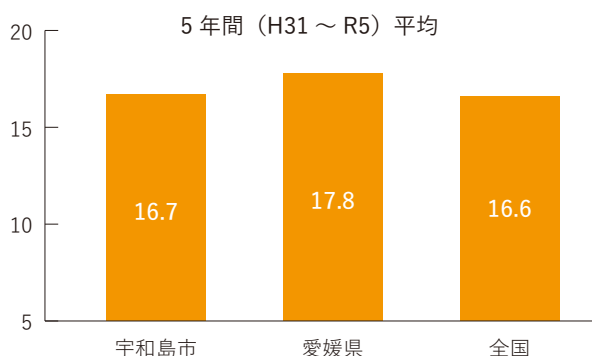
○ 本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の5年間です。

■ 計画の目標

○ 計画期間の最終年度までに、自殺死亡率を16.7%から13.0%以下に減少させることを目指します。

評価項目	基準値	目標値
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
自殺死亡率（人口10万対）	16.7 （H31～R5平均）	13.0以下 （20%以上減少）

自殺死亡率（人口10万対）

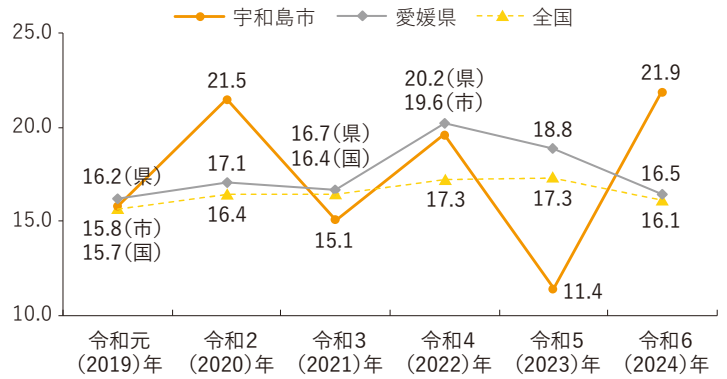


宇和島市における自殺の状況

自殺者数及び自殺死亡率の推移

- 国、県と比較して、市では令和2年、令和6年の自殺死亡率が高くなっています。
- 女性より男性の自殺者数が多く、特に男性の60～70代で多くなっています。
- 自殺の原因は「健康問題」が多くなっていますが、自殺は様々な要因が重なって起こると考えられます。人とのつながりや相談できる環境など、「生きることの促進要因」を高めることが大切です。

自殺死亡率（人口10万対）の年次推移



※自殺死亡率とは、自殺者数を当該地方公共団体の人口で除して、これを10万人当たりの数値に換算した値のこと。資料：厚生労働省自殺対策推進室

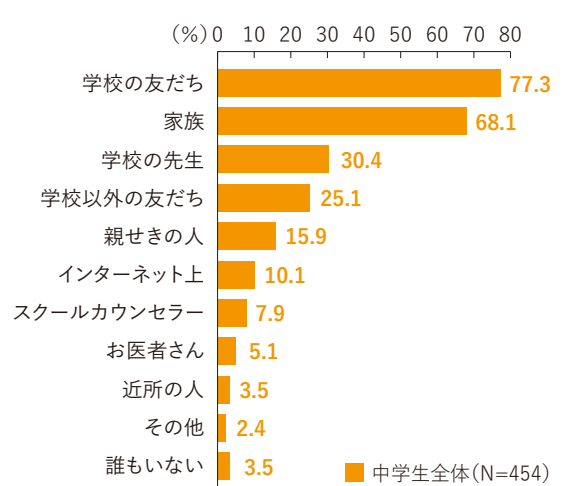
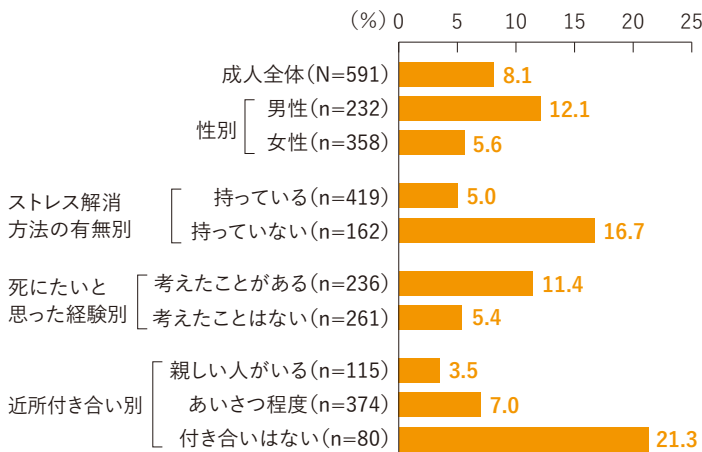
自殺の原因、動機別件数割合（令和元～令和6年の合計）

	健康問題	家庭問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳
宇和島市	41.1	11.6	10.5	4.2	1.1	1.1	1.1	29.5
愛媛県	33.7	12.5	12.5	6.8	2.0	1.4	3.9	27.2
全国	39.6	13.6	14.6	8.4	2.9	1.7	5.2	14.1

市民アンケート結果より

成人：悩みや困りごとを相談できる人が「誰もいない・相談しない」割合

中学生における悩みや困りごとを相談できる人



資料：健康づくりに関するアンケート調査

- **【成人】** 悩みや困りごとを相談できる人が「誰もいない・相談しない」人は1割未満（8.1%）と少ない状況です。性別では男性、ストレス解消法を持っていない人、死にたいと考えたことがある人、また、近所付き合いが薄い人ほど相談相手がない人が多い傾向にあります。
- **【中学生】** 悩みや困りごとを相談できる人については「学校の友だち」が8割近く（77.3%）と最も多く、次いで「家族」「学校の先生」が続いており、「誰もいない」も僅かながらみられます。

■ 計画の体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」、宇和島市の自殺の実態を踏まえた「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた施策を推進します。また、市内の多様な既存事業を「生きる支援関連施策」と位置付け、より包括的、全庁的に自殺対策を推進します。

誰も自殺に追い込まれることのない
宇和島市

基本施策

主な取組

【1】地域におけるネットワークの強化

- ① 地域における連携・ネットワークの強化
- ② 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

【2】自殺対策を支える人材の育成

- ① 関係職種を対象とする研修の実施
- ② ゲートキーパーの育成

【3】住民への啓発と周知

- ① 広報媒体を活用した啓発
- ② 市民向け講演会等の健康教育の開催
- ③ 心の健康づくりに関する相談窓口の周知

【4】生きることの促進要因への支援

- ① 居場所づくり活動
- ② 自殺未遂をした人やその家族等への支援

【5】児童・生徒のSOSの出し方・受け止め方に関する教育

- ① SOSの出し方・受け止め方教育の実施と周知
- ② 小中学校、高等学校との連携強化

重点施策

高齢者への支援

- ① 包括的な支援に向けた連携の推進
- ② 要介護者や介護問題を抱える家族の支援
- ③ 高齢者の健康や生活不安に対する支援
- ④ さまざまな関係機関との連携による孤独・孤立の予防

従業員や経営者への支援

- ① 関係機関への心の相談窓口の周知

生活困窮者への支援

- ① 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援
- ② 就労支援

子どもや若者への支援

- ① SOSの出し方・受け止め方、いのちの大切さ教育及び自尊感情アップの推進
- ② 経済的困難、虐待、生きづらさ等を抱える家庭・子どもへの支援の充実
- ③ 子育て包括ケア等環境整備の推進
- ④ 個々の内容に応じたいじめ対策



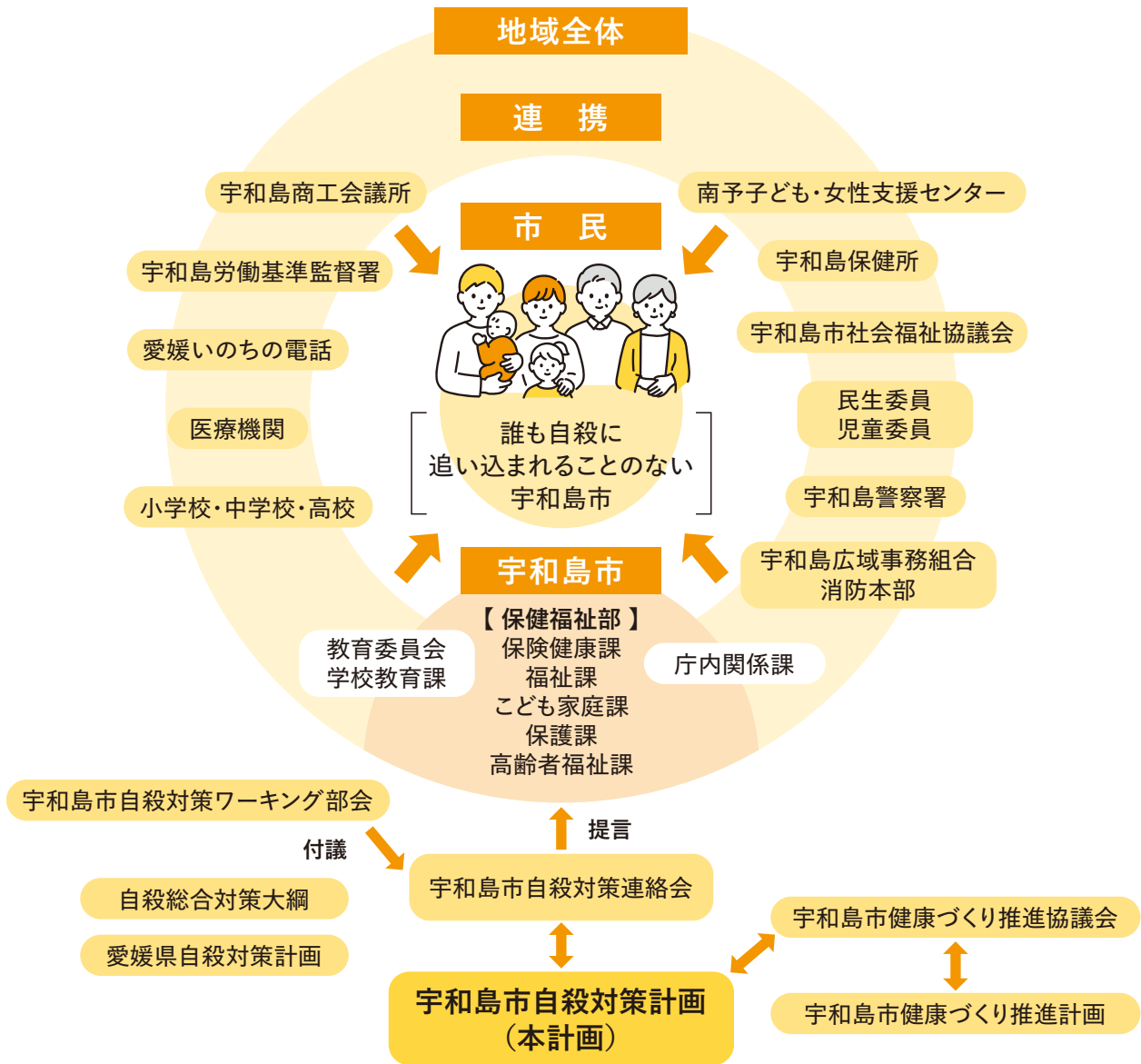
生きる支援関連施策

様々な分野における「生きることの包括的な支援」の取組

■ 計画の推進体制

本計画に関連する取組は、保健、医療関係部門はもとより、子育て支援や学校教育、生涯学習、高齢者福祉、障がい福祉部門、商工労働部門など、庁内横断的に幅広い分野において推進していくことが必要です。そのため、関係する庁内部署間の調整を行い、連携の強化を図りながら施策を総合的かつ効果的に推進します。

宇和島市自殺対策ネットワーク



相談窓口（宇和島市役所内）	相談内容・時間	電話番号
本庁：保険健康課	* 電話・面接による相談を受け付けています。 受付時間：平日 9：00～17：00 (土日祝日を除く)	49-7021
吉田支所		49-7096
三間支所		49-7103
津島支所		49-7062
本庁：福祉課 ぐらしの相談窓口		49-7109

編集・発行

● 宇和島市保健福祉部 保険健康課 令和 8 年 3 月
〒 798-8601 宇和島市曙町 1 番地
TEL：0895-24-1111（代表） FAX：0895-24-1124

宇和島市ホームページ
「第 2 次宇和島市自殺対策計画」

